

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は減少傾向で推移しており、平成 27 年には 7419 人となっている。年齢階級別人口でみると年少人口、生産年齢人口は減少する一方高齢人口は増加傾向で推移し高齢化率は 36.2% となっており今後も総人口は減少傾向で推移することが見込まれている。平成 28 年の事業所・企業数は 343 事業所、従業員は 3208 人、事業所数は 21 年調査時点より 75 減となっており事業継承等の問題を鑑みると今後は大幅に減少することが予想される。産業構造としては経済活動、従業員数ともに第 2 次産業が 1 / 2 以上を占め、観光地のイメージがありながら、実態は製造業の産業構造に占める割合が高い地域特性となっている。このような中、商工会と連携し各事業所の持続的な企業経営に向け、経営近代化の促進をはじめ時代変化に柔軟に対応した支援を行ってきたが町内の中小企業・事業所において人手不足、後継者不足の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。したがって本町では各事業所の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような事業所にしていことが喫緊の課題である。

(2) 目標

本町において導入促進基本計画を策定することにより最低でも 3 社の先端設備等導入基本計画を認定し、関ヶ原の持つブランド力を活かし活力あるまちづくりを進める。

(3) 労働生産性に関する目標

本町では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は製造業が中心であるが多様な業種が本町の経済・雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、駅周辺、I C 周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は製造業が中心であるが多様な業種が本町の経済・雇用を支えているため、全ての産業で広く生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多種多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間 4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組先端等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

本町では認定当たって、導入促進指南及び導入促進基本計画に適合する事を確認するために追加の書類の提出その他必要な手段をとることができるものとする。ただし、小規模事業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないように配慮するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。